

平成 24 年第 1 回 新潟市高齢者虐待防止連絡協議会議事録

日時：平成 24 年 8 月 1 日（水）午後 1 時 30 分～

会場：新潟市役所本館 6 階第 5 委員会室

| ～ 開 会 ～ | |
|-----------------|--|
| 司会 (星 室長) | <p>本日は暑い中、ご多忙中、高齢者虐待防止連絡協議会に出席いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>議事に入る前に新潟市福祉部長 鈴木より挨拶があります。</p> |
| 新潟市福祉部長 (鈴木) | <p>今回からオブザーバーとして出席させていただくことになりました。立場は変わりますが高齢者虐待問題について一生懸命取り組んでまいりたいと思います。3.11 の大震災の際に被災者の方々が不自由な避難生活を強いられる中、秩序を守って、高齢者、体の不自由な方に心を配りながら避難している姿を見て世界各国の人たちが日本人の倫理観、道徳観を絶賛していたところではありますが、同じ日本の社会において一方ではいじめ、虐待という問題があります。特に最近は毎日のようにこの問題を取り上げられており、事態も悪質化、深刻化し非常に憂慮しなければならない重要な問題であると思っています。</p> <p>虐待は表になかなか表れにくい問題であり、虐待をしている人も無意識で行っている場合もあり、大変難しい問題と思っています。</p> <p>我々としては、虐待防止の啓発、日頃からの目配り、発見した場合の迅速な対応、日常的な地道な取り組みが大変重要であると思っています。</p> <p>皆様方からもそれぞれの立場からご指導、ご助言、ご協力をいただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。</p> |
| 司会 (星 室長) | <p>今年初めての会議ですので、すでにお配りしている名簿によって皆様のご紹介をさせていただきます。(各委員、オブザーバーを紹介)</p> <p>本日は、全員出席の予定ですが法務局の桜沢委員にあつては代理ということで中山さんが出席されております。</p> <p>では、これからの会議の進行は小泉会長よろしく申し上げます。</p> |
| 小泉会長 | <p>それでは始めさせていただきます。</p> <p>次第に従って進めさせていただきます。平成 23 年度高齢者虐待新規受付件数等状況について説明申し上げます。</p> |
| 事務局 (樺沢) | <p>それでは、平成 23 年度在宅における高齢者虐待に関する新潟市の状況について説明させていただきます。</p> <p>平成 18 年度から 23 年度までの年度ごとでとりまとめたもの、平成 23 年度の各項目の区ごとの状況を掲載しています。</p> <p>統計をとり始めた平成 17 年 12 月から平成 23 年度末までの支援継続件数の内訳で平成 23 年度末現在、319 件が支援を継続している件数となっています。この継続件数には、相談を受け付け予防的に関わる件数及び、受付時に統計の数字に</p> |

は計上されない 65 歳未満の事例も含まれていますので、統計数値とは一致して
おりませんがご確認ください。

国の項目にそって集計し、実際の対応としては 65 歳未満の方についても虐待
の疑いがあればもちろん支援しているところですが、統計においては 65 歳以上
を抽出しています。

はじめに、事例提出件数及び事実確認です。平成 23 年度の新規相談受付件数
は 191 件で、平成 22 年度に比べると 41 件増えています。

虐待が疑われるケースについては情報収集ミーティングを開催し、事実確認を
行いますが、事実確認の結果、最終的に虐待と判断した事例件数は、134 件とな
っています。

虐待の未然防止の視点から関わる中で、今後調査を予定又は検討中の事例が 6
件。虐待の恐れがある等の理由により予防的に関係者で連携して対応している事
例は、53 件となっております。

相談・通報者として、1 番多いのが介護支援専門員・介護事業所職員というこ
とで、重複もありますが約 4 割は現場の介護職員からの通報ということで、早期
発見に努めていただいています。

平成 23 年度の受付件数が増えたことについては、警察からの通報が増えてお
り、地域の関係機関としてつないでいただき、連携して予防の視点で対応するケ
ースが多くなってきています。

また、高齢者の方ご本人からの相談も多くあり、地域包括支援センターや区役
所などの相談窓口として活用いただくことや、職員の訪問活動での気づきなど法
の趣旨も浸透してきて、潜在事例の発見が生じているものと考えられます。

事実確認の状況ですが、平成 23 年度に入ってから事実確認を行ったものも含
め 193 件のうち訪問による事実確認を行ったものが 135 件となっており全体の約
70%を占めています。関係者からの情報収集のみによる事実確認は、52 件で全体
の約 27%となっています。

相談、通報があり、高齢者の安全及び初回相談の内容から推測される虐待の疑
いについて確認していく段階においては、実際に訪問を通じて高齢者の安全及び
虐待の疑いについて事実を確認しています。

また、関係者からの情報収集のみによる事実確認については、警察からの通報
が多くなっていることから、通報票を通じて状況をよく伺いご家族やご本人へ今
後の訪問予定も含めどのような点を確認すべきかを情報収集し、ご家族ご本人へ
連絡して事実確認をしている事例が多くなっています。

虐待の種類についてです。複数回答になっていますが、身体的虐待及び心理的
虐待、介護放棄は、前年に比べ増加し、経済的虐待については、前年に比べ減少
しております。身体的虐待・心理的虐待で全体の 7 割以上を占めており、過去 5
年間の変化を見ても虐待種別割合についてはほとんど変化がありません。

平成 23 年度より新規項目として追加した虐待の発生に影響を与えたと思われ

る要因についてです。重複回答になりますが、最も多い要因としては本人と虐待者との人間関係が 21.1%。次いで介護疲れと虐待者の虐待の認識がないというのが、ほぼ同率で約 15%、次いで虐待者の精神疾患などの問題が 13.5%、高齢者本人の認知症による言動の混乱、虐待者の経済的問題と続きます。

これらの要因は、それぞれ単独で虐待の発生につながることは少なく、複数の要因が複雑に絡み合っただけで虐待へと発展していくもので、要因が重なれば重なるほど虐待が深刻化しやすい状況になります。

虐待発生リスクを探り、それらの相互の関係性をみることで個々のケースの虐待発生要因を明確にしていきます。そうすることで虐待解消に向けた課題が明らかになっていきます。

さらに要因を把握することで、虐待発生リスクについて探りそれらの関係性を整理・関係者で共有し、対応課題やニーズに着目しながら、支援計画に反映して対応に努めています。

被虐待者の性別ですが、性別は女性の割合が高く約 8 割が女性です。被虐待者の年齢ですが傾向としては、70 代～80 代が多く、90 歳以上が前年度より 10.4% 増加しています。被虐待者の介護認定の有無ですが、認定者が全体の 66% を超えています。被虐待者の要介護の内訳ですが要介護 1 が 24.7% で最も多く、次いで要介護 2 と要介護 3 が同割合で 20.2% となっています。被虐待者の認知症の有無については、平成 23 年度は支援が必要な認知症日常生活自立度Ⅱの方が 32.5%、自立度Ⅲの方が 23.5% を占めています。

これらの結果から、被虐待者の特徴として、要介護認定を受けている人の割合が高く、認定を受けている場合、要支援・要介護の中でも要介護状態である割合が高いことが分かります。

また、認知症による症状と高齢者虐待が密接に関連していることがうかがわれます。虐待者との居住形態についてですが、虐待者との同居が 9 割を占めています。世帯構成ですが、虐待事例の特徴として単身もしくは夫婦二人世帯の割合が低く、子と同一世帯の割合が高くなっています。特に既婚の子と同一世帯が前年比より 11.5% 増えて 47 件となっています。

虐待者との続柄です。複数回答になっていますが、息子が 36.8% と最も多く次いで夫、娘、妻の順となり、妻とほとんど同割合で娘の配偶者が続きます。

分離の有無についてです。分離を行っていない事例が 93 件で 64.9%、分離を行った事例は 35 件で 26.1% を占めています。分離を行った事例で最初にとった対応ですが、もっとも多い対応は契約による介護保険サービスの利用で 60% を超えています。また、その他アパートやケアハウスへ住居を変えた事例が 6 件、次いで医療機関への一時入院が 5 件、やむを得ない事由による措置が 1 件となっています。分離後の支援ですが、そのケースごとに経過について再度関係者で、ケース処遇会議にて現状を確認し、再度サービス調整や、家族間の調整、権利擁護のための制度活用、定期的な見守り等、虐待対応の終結に向けた支援を行って

| | |
|---------|---|
| | <p>ます。養護者への支援ですが、介護負担の軽減や経済面等の生活の安定を図るために必要な支援を関係機関と連携しながら提供しています。</p> <p>分離を行っていない事例における対応の内訳ですが、他の対応と重複しない見守りのみは 2%程度であり、その他の事例は見守りも含め対応が行われていることが分かります。それらの対応の中で最も多いのは介護保険サービスの継続利用でした。次いで、養護者に対する助言・指導、包括や民生委員等の見守り・定期訪問などを含む介護保険サービス以外のサービスを利用が多くなっております。</p> <p>分離を行っていない事例についても分離を行った事例と同様にケース処遇検討を行い支援計画の実施状況を確認し、虐待が解消されたのか、支援計画の継続が必要なのか、計画を見直していくかなど養護者支援も含めて、関係者で協議して対応しています。</p> <p>権利擁護に関する対応として、高齢者虐待対応事例のうち成年後見制度および日常生活自立支援事業の利用状況についてですが、成年後見制度市長申立てによるものが 2 件でした。権利擁護については、昨年度、成年後見制度の市長申立への手続きや判断がスムーズにいくように関係機関で更なる協力についてご意見をいただいた中で、昨年度より社会福祉協議会と共催で成年後見制度推進ネットワーク会議を定期的で開催し、現状と課題の把握、事例検討を行い制度の利用推進に努めています。また、専門職後見人以外の市民後見人を育成するため検討委員会を立ち上げ、具体化に向けて検討しています。</p> <p>平成 23 年度区別の状況は参考までに資料をご覧ください。</p> |
| 小泉会長 | 新潟市の状況についてご質問等がありましたらどうぞ。 |
| 田邊委員 | <p>事実確認の状況について質問です。関係者からの情報収集のみにより事実確認とは、訪問に行かずに情報収集したということだと思いますが、事実確認は市か包括が直接訪問に行って事実確認をするということになっていると認識しています。包括、区の認識にずれがあることはないでしょうか。研修等で共通認識が必要ではないでしょうか。研修の開催の予定等は考えられていますでしょうか。</p> |
| 事務局（樺沢） | <p>虐待疑いの事実確認については、訪問調査が基本です。</p> <p>市町村、区、包括支援センターの方と一緒にすることが事実確認ということですので。そのことを支援者間で共通認識するために「高齢者虐待マニュアル」の見直し、また職員研修の中でグループワークを通しながら、訪問時の調査項目の確認等を行って共通認識を図っていきたいと思っています。</p> |
| 田邊委員 | <p>もうひとつ、分離を行った事例の対応の内訳について質問です。</p> <p>面会制限のあった事例とは単に面会制限を行った事例ということで、やむを得ない事由による措置のような高リスクケースとは違うのでしょうか。</p> <p>また、包括として高リスクと思っても措置できないといわれることもあり、対応方法が区と一致しないことがあります。</p> <p>やむを得ない措置をするにあたり、根拠となるはっきりとした指標があるとよいと思うのですが、今後マニュアルの見直しで協議するのでしょうか。</p> |

| | |
|---------|---|
| 小泉会長 | 今の質問は、やむを得ない事由による措置がどういう基準でとらえているか面会制限等に関連がないかということですか。 |
| 田邊委員 | はいそうです。 |
| 小泉会長 | 事務局、どうぞ。 |
| 事務局（樺沢） | やむを得ない措置は、本人の身体または生命に危険が及ぼす場合や安全な環境の整備が不十分である時に緊急的に実施する必要があります。 その必要性については現在のマニュアルの中のリスクアセスメントシート等を使い、関係者の事実確認、調査を踏まえた協議の中で行っています。 関係者の中で認識が違ってくるということは、誰が使っても見やすくわかりやすいアセスメントシートにしていくよう見直す必要があり検討しているところです。 やむを得ない措置は生命の維持安全が大前提であり、協議を踏まえて実施しています。 |
| 野村委員 | 分離していない事例の対応の内訳について質問です。 介護保険サービス以外のサービスのサービス利用件数が H22 年度まで減ってきたのが、H23 年度に急に増えてきた状況があります。その内訳には包括、民生委員等の見守り、定期訪問等とありますが、対策上うまくいったという事があったのでしょうか、また対策があったということであれば教えてほしいと思います。 |
| 事務局（樺沢） | 介護保険サービス以外のサービスが増えた理由は、本人や警察からの通報が増えたということです。本人の状況を調査した時にサービス利用の希望がないか、介護保険サービスを利用するような状況ではなかったということです。そのような場合には包括や民生委員からの定期訪問を行い何かあった時には、警察、包括、民生委員、区、保健福祉センター等連絡先を知っていただくことが大切で本人の安心感につながり、またご本人の状態を把握できます。また、必要があれば他のサービスにつなげていく体制になっています。 |
| 藤塚委員 | この調査は在宅に関する統計でしょうか。 平成 22 年 12 月に要介護施設の介護従事者による虐待への対応という冊子が発行され、送付されました。それに関連した施設の件数ですとか相談事例等があれば教えてほしいと思います。 |
| 小泉会長 | 今回の資料は在宅です。 施設に対する調査等について、今後の計画があったら教えてください。 |
| 事務局（樺沢） | H22 年 12 月に養介護施設介護従事者等による虐待への対応ということで事業所での虐待対応マニュアルを発行させていただいています。H22 年、H23 年度については相談受付が上がっていない状況です。実際に相談があり虐待の事実があった場合には別統計で取っていきます。事例があれば分析していかなくてはいけないので、報告させていただきたいと思っています。 |
| 小泉会長 | 警察の通報が増えた理由を教えてください。 |
| 石塚委員 | 年々 DV 事案が増えています。その関係で当事者が高齢者の場合には高齢者虐待としても件数が上がってきます。逆に統計上 H22 年度が 27 件ということで落ち込んでい |

| | |
|----------|---|
| | <p>るということについては何か問題があったのかどうか、または適切な判断があったのかどうかは東警察署だけでは判断がつかないというのが現状です。ただ一般的に高齢者のDVがあった場合には高齢者虐待とDVどちらにも計上するというようにしていますので、背景にはDV事案があるということは間違いないということがいえると思います。H23年度に急に増加した理由については回答できません。</p> |
| 小泉会長 | 事務局はどうですか。 |
| 事務局（星室長） | <p>警察通報での虐待件数が増えているということは、虐待相談窓口である包括、区との連携が徐々にできているのではないかと思います。今まではそれぞれの部所で個別に動いていたものが、警察からは各区の健康福祉課に必ず連絡が入るようになりました。連携がうまくできているのではないかと判断しています。</p> |
| 小泉会長 | 新潟市高齢者虐待マニュアル改訂についてと高齢者虐待対応のための体制整備を一括して説明してください。 |
| 事務局（樺沢） | <p>平成23年度の高齢者虐待防止対策事業ですが、高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と、関係者の高齢者虐待への理解等を深めること、また虐待を受けている高齢者への対応と養護者への支援策を検討することを目的として取り組みを行いました。</p> <p>まず、在宅の高齢者虐待防止マニュアルの見直しというところで、複雑な背景をもつ高齢者虐待への対応にそれぞれの主体に期待される役割について再度確認し、適切に対応していくために検討を行いました。平成23年度は、全3回のマニュアル検討会を実施しました。検討会メンバーは区役所健康福祉課担当者と事務局です。第1回目の現状の確認から始まり、マニュアルに対する各区からの課題と提案をとりまとめ、案を作成しながら支援フローチャートと対応にかかる帳票類の検討を行いました。3回の検討会を経て、案としてまとまった現時点での高齢者虐待防止マニュアル改訂案を報告いたします。</p> <p>3回の検討会を経て、案としてまとまったものが資料2-1になります。</p> <p>「関係機関に期待される役割について」と「支援フローチャート・高齢者虐待対応帳票類」です。関係機関に期待される役割ですが、高齢者支援課としては、主に区役所健康福祉課と地域包括支援センターが対応する際の助言、支援です。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談受付、及び対応を行います。</p> <p>区役所健康福祉課高齢介護係は、相談・通報を受付、高齢者や養護者への助言、指導を行うとともに地域包括支援センター、保健福祉センター等の協力機関とともに支援を検討し、ケースの進捗管理の統括が役割となってきます。</p> <p>地域包括支援センターは、相談・通報を受付、高齢者や養護者への助言、指導を行うとともに区役所健康福祉課、地域保健福祉センターと連携して支援し、ケースの支援計画にそって経過をみていく役割を担っていただきたいと思います。</p> <p>地域保健福祉センターは、相談・通報を受付、協力機関と連携して支援を行います。</p> |

高齢者虐待対応専門職チームについては、困難ケースに対して専門職を派遣して、客観的・専門的助言を行っていただいております。

いずれもアセスメントシートによる相談申込みを受けて相談に応じていただいております。

ケアマネジャーについては、ご本人、ご家族からの相談や高齢者の状況により、虐待の早期発見に努めていただき気づいた点については、区役所健康福祉課、地域包括支援センター、地域保健福祉センターへ相談し連携いただき、必要に応じて検討会に参加いただきます。

介護保険サービス事業所・民生委員等地域住民・医療機関については、虐待が疑われるようなことを発見した場合には、区役所健康福祉課、地域包括支援センター、地域保健福祉センターへご相談いただき必要に応じて今後の支援の方向性に対する連携協力をいただきます。

警察については、相談・通報への支援と必要に応じて関係者への連絡、通報と事件・犯罪性のある状況下へのご協力をいただきます。

弁護士先生からは、高齢者、介護者の人権や尊厳が守られない状況下における支援にご協力をいただきたいと思います。最後に高齢者虐待防止連絡協議会について概要を盛り込みました。

次に相談・通報が受付機関に入った際の対応フローチャートになります。対応の過程で帳票類を使用していくことになりますが参考までにご覧ください。

受付機関である地域包括支援センター・区役所健康福祉課高齢介護係・地域保健福祉センターに相談、通報が入ります。様式1表の相談通報届け出受付票を作成します。

相談通報内容をもとに、フローチャート2の区高齢介護係、地域包括支援センター、地域保健福祉センターで、緊急対応の必要性を予測し、事実確認の方法、会議日程を協議します。会議の前に必要と思われる情報収集についても分担して情報収集するように協議し様式1の裏を作成します。

その後協議した内容に基づき、フローチャート3の高齢者の安全・虐待が疑われる事実について訪問して事実確認調査を実施します。調査の内容は、落としがないようにするため確実な事実確認を行えるように様式2の事実確認票を使用し調査を行います。その調査内容を様式3のアセスメント要約票に記入し、虐待のリスクについてと困難な課題について整理します。

事実確認調査の内容に基づき、フローチャート4の高齢者虐待対応ケース会議またはコアメンバー会議を開催し、情報の整理検討・緊急性の判断を行います。会議録については、様式4を使い現状の課題を把握し改善する目標を立て、期限を設定して何をどのように支援していくかを記入します。

会議が2通りに別れているのは、地域包括支援センターが主催の場合と区健康福祉課高齢介護係が主催する場合を想定しています。

緊急性があり、やむを得ない事由による措置や立入調査の判断等が必要な場合

は、コアメンバー会議のメンバーの判断が必要となり、緊急性はないがケアプランの修正や社会資源の活用などの支援計画を立てていく場合は、地域包括支援センターが中心となって開催し支援方針を検討していきます。

会議の中で、支援方針を検討しフローチャート 5 で実際に支援計画にそって支援を実施します。支援計画では、現状と課題を把握した上で高齢者ご本人、養護者、親族等それぞれに対して、何をどのようにどこが役割分担をしていくか、支援期間を定めて実施します。虐待対応の終結に向けて、フローチャート 6 の支援の見直し・評価のところで、地域包括支援センターが中心となり現在の状況と支援の評価を行い、高齢者が安心して生活を送るための環境を整備状況について確認していきます。

虐待状況の解消の確認と虐待の再発防止に向けたフォローを行い虐待対応の終結となります。以上が現時点での高齢者虐待防止マニュアル改訂案の説明になります。今年度は、地域包括支援センター高齢者虐待防止部会の中で検討を重ね、関係機関との調整を経て改定版の完成に向けて取り組んでいく予定です。

次に、高齢者虐待防止にかかる先進地視察について報告いたします。昨年 12 月に相談窓口の明確化と相談しやすい体制づくり、共通認識をもったチームケアの実現に向けて横須賀市、浜松市、静岡市の取り組みを学んでまいりました。

横須賀市では、高齢者虐待防止センターを設置しており相談窓口の明確化が特徴です。相談については、地域包括支援センターと連携して行っています。また、関係機関で構成されるネットワークミーティングにおいて事例検討を実施しています。

浜松市では、関係機関での連携を深めるため、区と地域包括支援センターで構成される目的別のワーキンググループを組織して体系的に開催していることが特徴でした。

静岡市では、地域包括支援センターと連携して対応し、関係機関で構成されるネットワーク運営委員会で事例の対応方法に関する評価、見直しを行っていました。また、横須賀市・静岡市では介護保険施設等の従事者向けの研修会を開催していました。

視察で得た体制や現状を踏まえて、平成 24 年度からの取り組みとして、以下の点を課題と捉え、検討・改善取り組んでまいりたいと考えています。

地域包括支援センター業務を充実していくための職員が参加しての検討・協議の場の設置。区職員の共通認識を図るため定例打ち合わせや研修の中で、取り組みを検討。高齢者虐待防止マニュアル見直し。高齢者虐待担当職員を対象とした研修の充実。市に配置している虐待相談専任職員を活用し、現在の相談窓口への周知や事業への理解、相談、支援体制の充実を目指して平成 24 年度取り組んでまいりたいと思います。

相談窓口の充実といたしまして、平成 24 年 3 月に開設しました市社会福祉協

| | |
|---------|--|
| | <p>議会へ委託して開設しております高齢者あんしん相談センターにて高齢者虐待の相談を受け、情報を整理し、区役所や地域包括支援センターへつないでいただいています。あんしん相談センターが今年の3月から開設し、6月までに高齢者虐待に関する相談は6件ありました。各ケースに応じて必要と思われる機関へつないでもらっています。</p> <p>続いて、一時保護・措置入所状況です。緊急保護施設の確保の状況ですが、一時的に緊急時高齢者の方を保護し、次の支援が決定するまでの期間、緊急一時保護ということで1室居室確保をしておりますが、平成23年度の利用は0件でした。</p> <p>措置入所・措置ショートステイの状況です。</p> <p>措置入所・措置ショートステイは4件のケースがありました。先ほど説明させていただいた、統計上の措置事例が1件となっておりますが、統計上には平成23年度新規受付ケースのみの計上になるため統計上は1件（養護老人ホームへの緊急入所）となっております。</p> <p>最後に職員に対する研修会の実施状況ですが、平成23年度は6月24日に高齢者虐待防止担当職員研修を1回実施しています。虐待の未然防止のため困難事例への関わり方を中心に、区役所、地域保健福祉センター、地域包括支援センター職員対象に実施しました。H23年度の市の取組み状況は以上です。</p> |
| 小泉会長 | <p>現在の高齢者虐待防止マニュアルから改訂マニュアルの検討段階ということで、様式類、各関係機関の役割が若干変わっていますが、ご質問はありますか。</p> |
| 涌井委員 | <p>改訂マニュアルの受付のことについて確認です。</p> <p>虐待の相談受付があった場合、包括・区・保健福祉センター内の複数の職員で虐待の可能性を協議するというところでよろしいでしょうか。</p> |
| 事務局（樺沢） | <p>その通りです。</p> <p>相談受付があった場合、受付機関である包括・区・保健福祉センターの職員間でまず情報共有し、協議し受付票に落とし込んでいきたいと思えます。担当職員一人が相談者の話を伺い受付票に落とし込むのではなく、受付した組織内で情報共有を図っていただきたいと考えています。</p> |
| 三國委員 | <p>高齢者で虐待を受けたという本人からの訴えがあったことがありました。1週間前に食べたものに毒が入っていて今下痢をしているという訴えです。しかしどう考えても不自然なことでありました。事実確認をよくすることが必要だと思えます。</p> |
| 小泉会長 | <p>フローチャートの事実確認の段階でのご意見として伺います。よろしいですか？</p> |
| 三國委員 | <p>はい。</p> |
| 小泉会長 | <p>他に質問等がなければ、平成24年度高齢者虐待関係予算と取り組みについて事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局（星野） | <p>平成24年度高齢者虐待防止対策関係事業予算及び取り組みの内容について説明させていただきます。事業目標として、各区の健康福祉課を中心として地域包括支援センター、地域保健福祉センターなどの相談体制の充実と地域の関係者の理解を深めてい</p> |

くことで、高齢者虐待防止と養護者への支援をすすめることを目標として以下の各事業をすすめてまいります。予算として総額 5,494 千円となっております、8つの事業に取り組んでまいります。

連絡協議会についてですが継続して開催し関係者との連携・協力体制を検討しその構築を図っていきたくと思っています。

高齢者虐待相談専任職員ですが、高齢者支援課地域支援室に社会福祉士を1名配置しております。専門的視点での相談助言と事例から課題整理をすすめてまいります。

緊急保護施設1床ということで先ほどの説明の中にもありましたが緊急的に一時保護をするということで1室確保しております。老人福祉法によるやむを得ない事由による措置費として昨年度4件報告がありましたが今年度も引き続き特養、ショートステイ、グループホームへの措置を見込んでおります。

また次の項目は、昨年度7月に高齢者虐待防止連絡協議会で委員の皆さまからご意見をいただきました内容に関係しますので、その意見を確認していただきたいと思っております。

一つは現場の意見を通じて虐待マニュアルの見直しに取り組んでほしいという事。二つ目にケアマネジャーの関わらないところで高齢者虐待が増えているということから地域包括支援センターの関わり、地域ネットワークの充実、市民の虐待に関する関心を持ってもらえるような工夫をしてほしいというご意見をいただいております。

それらを踏まえて、パンフレット・マニュアル作成については、在宅の高齢者虐待マニュアルの見直しをH23年度から実施しておりますが、今年度も引き続き継続し実施してまいります。検討内容については関係者の役割、フローチャート、様式を見直していきたいということです。検討会メンバーについては、区健康福祉課高齢介護係・地域保健福祉センター、地域包括支援センターとなります。

地域包括支援センター高齢者虐待防止部会を今年度からスタートしまして、第1回目を開催したところです。

高齢者虐待対応及び防止に関する業務の取組の充実を図るため、各包括支援センターの代表8名（各区から1名ずつということで合計8名）を構成員とし地域包括支援センターの部会として設置致しました。検討内容としては高齢者虐待対応、予防活動の課題の検討、職員のスキルアップなど研修会に対するご意見をいただければと思っています。

包括支援センターについては、連絡会、そして高齢者虐待防止部会等、いろいろな話し合いをする場を設けていきますが、包括支援センター自体についても相談業務、地域での高齢者の実態把握、ネットワークづくりを強化していこうということで、職員の増員を含め、地域に入り込んだ活動に努めてまいりたいと思っています。

先ほどの統計のところでもありましたが、虐待事例の支援の中で認知症の方の事例も数多くあるということで、認知症の取組みも必要になります。認知症サーポーター養成講座の開催も引き続き開催していきます。

| | |
|----------|---|
| | <p>虐待事例の支援を継続していく中で、困難事例も多々ありますので、高齢者虐待対応専門職チームの活用を行いながら進めてまいります。</p> <p>最後に虐待を発生させないための関係職員の研修の充実ということで、高齢者虐待防止法及び支援の中心となる関係職員の研修を実施しておりますが、これも継続行っていく予定です。特に H24 年度からは新潟市社会福祉協議会に委託して研修の充実をすすめてまいります。</p> <p>以上 8 点になりますが、H24 年度の取組みとなります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 小泉会長 | <p>ありがとうございました。では資料 3 について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 田邊委員 | <p>緊急保護施設 1 床確保で予算があるようですが、H23 年度は 0 件でした。利用がなくても確保のためにお金がかかっているのでしょうか。</p> |
| 事務局（星野） | <p>1 室を確保しておりますので、部屋代ということで予算の執行はあります。部屋代他に自己負担（食費等）もかかります。自己負担分については利用者の方から支払っていただきます。利用がなければ自己負担分は発生しません。自己負担分についてですが、市が代替えで支払い、その後返還していただく場合がある事も想定し、予算は確保しております。今のところ、自己負担分が払えないという事例はありません。月額 4 万円の部屋代の支払いでとどまっております。</p> |
| 小泉会長 | <p>よろしいでしょうか。</p> |
| 田邊委員 | <p>はい。</p> <p>もうひとつ、研修の充実について質問です。</p> <p>H24 年度は市社協に研修を委託するとのことですが、その委託をするという根拠、理由はあったのでしょうか。</p> |
| 事務局（星室長） | <p>市社協に研修を委託することについてですが、市社協として研修センターを立ち上げていきたいという方針があり、また様々な介護サービス等ある中で高齢者虐待についても専門的知識をもっているということで、市としては市社協に研修の委託をしたという経緯があります。</p> |
| 小泉会長 | <p>他にありませんか。</p> <p>パンフレット、マニュアル作成等の検討会メンバーに H23 には区健康福祉課高齢介護係と地域保健福祉センターはありますが、地域包括支援センターが含まれていなかったのはなぜでしょうか。</p> |
| 事務局（樺沢） | <p>H23 年度では区役所の高齢介護係の担当者と高齢者支援課の方で、まずは流れとして、たたき台となるものを作っていきべきではないかということで案を作りました。</p> <p>H24 年度からは地域包括支援センターの各区の代表の方に来てもらうような組織を作り、高齢者虐待防止部会としてより具体的に区、地域包括支援センターとの連携を含めて、細かいご意見をいただきながらマニュアル案の修正をかけていく段階で今年度進めていきます。H23 年度では区と高齢者支援課で高齢者虐待防止マニュアルの骨組みを作成しました。</p> |

| | |
|---------|---|
| 小泉会長 | <p>フローチャートの中に地域包括支援センターの役割も多く関わっているようなので、区、包括、市の三者でよく検討していただきたいと思います。</p> <p>その他、資料 3 でのご意見、質問はありませんか。</p> |
| 野村委員 | <p>高齢者虐待予防としての意味で広く情報を伝えていくことが必要ではないかと思われます。昨年は 1 度だけ新潟日報に掲載されました。県と市の状況を毎年提示していただきたい。虐待の発生に影響を与えたと思われる要因の統計の中にもあったように虐待者に虐待認識がないというのも要因の一つにあり、これだけの理由でないにしても、このことが絡まって起こるとすればこういうことは虐待にあたるのかなと思うことができる情報にもなりますので、市民啓発に力を注ぐ必要があると思います。</p> |
| 小泉会長 | <p>では、意見としてよろしいでしょうか。</p> <p>次に第 5 期新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明をお願いします。</p> |
| 事務局（樺沢） | <p>平成 24 年度における第 5 期新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてです。</p> <p>平成 24 年度から平成 26 年度までの取り組みとして高齢者虐待防止の推進として高齢者の人権や尊厳を確保していく一層の取り組みとして以下、お手元の「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の抜粋になります。</p> <p>まず、基本理念として安心して暮らせる長寿社会の実現という基本理念を中心に据え、その達成に向けて具体的な基本目標が地域で支える安心・安全な暮らしの推進として実施方針を定めます。</p> <p>高齢者虐待防止の推進のために以下大きく 5 点の事業について進めていきます。</p> <p>取り組みの方針としては、地域包括支援センターの職員を増員し、虐待について予防から発見・対応まで継続的に取り組みます。</p> <p>高齢者虐待防止相談員を配置し、地域包括支援センターなどの相談窓口機関を支援します。</p> <p>高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、高齢者虐待の実態把握や虐待防止に向けたあり方の検討、関係機関との意見交換や連携強化に努めます。</p> <p>高齢者虐待を未然に防ぎ、虐待が生じても早期対応につなげられるよう、関係職員に対する研修を継続し実践力の向上をめざしていききたいと思います。地域包括支援センターの高齢者虐待部会のメンバーからも課題を出して研修内容に盛り込み実施していききたいと思います。</p> <p>また、高齢者虐待の緊急時において高齢者の安全確保のため、一時的に保護できる居室確保を継続します。</p> <p>ここでは抜粋して資料にしましたが、冊子になっている事業計画にありますように認知症の症状がみられる方が虐待を受けるケースが多くなっています。認知症とみられる症状のある方が虐待事例のうち 69.2%を占めているということで、認知症対策と関連が深いところであり、虐待防止事業と併せて認知症対策事業と</p> |

| | |
|----------|---|
| | 連携させて市民啓発にも取り組んでいきたいと思っています。地域包括支援センターの機能を強化して相談体制の充実と地域の連携を深めてきたいと思っていますので、今後ともご協力をお願いいたします。 |
| 小泉会長 | 資料4についてご意見はありませんか。 事務局からその他についてありますか。 |
| 事務局（星室長） | 事務局はありません。 |
| 小泉会長 | 全体を通じて何かありませんか。 |
| 田邊委員 | 新潟市では高齢者虐待防止センターの設置をお考えでしょうか。 |
| 事務局（星室長） | 新潟市に適したシステム作りということで、3市(高齢者虐待防止にかかる先進地視察先として横須賀市・浜松市・静岡市)に視察に行きました。政令市等は一つのセンターで集中的に行うのではなく市、区、包括支援センターという3段階で対応しています。 それぞれの立場で役割をはっきりさせ対応し、中身の充実を図っていききたいと思っていますので、今のところ一つのセンターで対応するという事は考えておりません。 |
| 田邊委員 | もうひとつ質問です。 先進地視察を踏まえての課題として地域包括支援センター業務を充実していくための職員が参加しての検討、評価の場の設置とありますが具体的には何をお考えでしょうか。 |
| 事務局（星野） | 今年度立ち上げました高齢者虐待防止部会の設置は、それを想定したものです。部会の方々に多くのご意見を伺いたいと思っています。よろしく申し上げます。 |
| 松島委員 | 民生委員は3年に1度改選して新しい方も大勢います。虐待についての認識が薄い方も大勢いると思います。市の保護課の方は毎月定例会に出席していただきますので市として横の連携をとっていただき、虐待事例等を発表していただき、民生委員にも勉強できる機会を設けてほしいと思います。高齢者の虐待の早期発見にもつながっていくと思いますので、是非お願いしたいと思います。 |
| 小泉会長 | 警察の受理件数が増えている割に民生委員からの相談・通報件数が減っているということからも是非お願いしたいと思います。 |
| 石塚委員 | 確認があります。緊急一時保護施設の入所に際しまして、問い合わせするところは市か区なのか教えていただきたいと思っています。 |
| 事務局（樺沢） | 緊急一時保護施設の利用については、ケースを直接担当する区の方につないで相談していただければ、そこから市の方に連絡が入り一緒に動いていく事になります。ケースの詳細等も把握できるため、最初に区に相談していただくようお願いいたします。 |
| 石塚委員 | わかりました。 それでは夜間休日の対応はどうでしょうか。 |
| 事務局（樺沢） | 夜間休日については、警備室につながるようになっており、そこから緊急連絡網によって区の担当者に連絡が入り、一時保護等必要時には新潟市高齢者支援課の緊急連絡網によって区から報告が入る事になっています。 |

| | |
|----------|--|
| 石塚委員 | 本当に緊急時にはフローチャートで示されているケース会議等を飛び越えて市と連携がとれると理解してよろしいでしょうか。 |
| 事務局（樺沢） | はい。その通りです。 |
| 岡田委員 | 医師会では児童虐待に対しては以前からマニュアルが完全にでき対応していましたが、高齢者虐待に関する対応は H18 年頃から取り組み始めました。緊急避難的な病院での対応についてはマニュアルを各病院の救急センターに配布しており、虐待の鑑別に関しては警察と連携して行い、救急医療として対応を行っていきますのでご安心ください。今後ご指導よろしく申し上げます。 |
| 小泉会長 | ありがとうございます。 他になければ、これで閉会してよろしいでしょうか。 |
| 事務局（星室長） | どうもありがとうございました。 これで、H24 年度第 1 回高齢者虐待防止連絡協議会を閉会いたします。 |
| | ～ 閉 会 ～ |